

水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領

令和元年 5 月 21 日
元水管第 22 号水産庁長官承認

公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、「水産関係民間団体事業補助金交付要綱」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。）、「水産関係民間団体事業実施要領」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき、水産物流通加工対策の水産物流通加工推進事業のうち水産物流通経路開発支援事業を実施するため、以下のとおり水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

（事業の目的）

第 1 条 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の流通促進のため、漁協と一体となって取り組む新規の店舗及び加工設備等の借料支援を行うものとする。

（事業の内容）

第 2 条 財団は、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）を行う取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、第 3 条及び第 4 条に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して助成金を交付するものとする。

（事業の実施者）

第 3 条 この事業の実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合と一体となって取り組む沖縄産水産物の生産者団体（漁業士会、女性部、青壮年部など）又は水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。

（取組の要件）

第 4 条 この事業の支援対象となる取組の要件は、以下の（1）から（3）の全てを満たすこととする。

- （1）沖縄産水産物の流通を促進するための取組であること

- (2) 取組による効果が十分に期待できること
- (3) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること

(助成対象経費及び助成額)

第5条 以下の(1)から(3)のうち、水産物流通加工推進事業(水産物流通経路開発支援事業)の取組に必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、別途、財団が定める予算額の範囲で1事業あたり50万円を上限に定額で助成金を交付するものとする。

- (1) 水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料
- (2) 水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料
- (3) 水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設営にかかるテント、機器機材等の借料

(助成期間)

第6条 助成期間については、事業の内容に応じて最長3ヶ年度助成を受けることができるものとする。ただし、その場合においても、第7条及び第8条の規定により事業実施計画の作成、審査、承認を毎年度受けなければならないものとし、したがって、2ヶ年度目(次年度)以降の助成継続を保証するものではない。

(事業実施計画の作成)

第7条 この事業の実施者は、別記様式第1号により毎年度水産物流通加工推進事業(水産物流通経路開発支援事業)計画承認申請書(以下「計画書」という。)を作成し、財団に提出するものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

(事業実施計画の審査・承認)

第8条 財団は学識経験者、有識者、専門家からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知第3の2-7-(2)の(4)のウの(イ)のcの(b)のiiの別記様式第76号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。なお、審査の方法については、事業推進評価委員会の審査における事業実施者の説明を省略することができるものとする。

(助成金の交付)

第9条 計画書の承認を受けた事業実施者は、財団が別に通知する提出期限までに、財団に対し別記様式第3号により助成金の交付申請を行い、財団は適当と認める場合に、

事業実施者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第4号とする。

(交付の条件)

第10条 次に掲げる事項は、財団が助成金の交付を決定する場合に附する条件とする。

- (1) 事業実施者は、事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。ただし、第12条に定める軽微な変更を除く。
- (2) 事業実施者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業実施者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに財団に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業実施者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第11条 事業実施者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第12条 第10条(1)の規定により財団が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定の取消等)

第13条 財団は、第10条(2)の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、本助成要領又は本助成要領に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、助成金を事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 財団は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 財団は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第14条 事業実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(状況報告)

第15条 事業実施者は、別記様式第6号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における事業の遂行状況を作成の上、それぞれ翌月15日までに財団に提出するものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第16条 事業実施者は、事業終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号により実績報告書を作成し、財団に提出するとともに、別記様式第8号により精算払請求書を作成し、財団に助成金の交付を申請するものとする。

- 2 事業実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 3 前項ただし書により交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

4 第2項ただし書により交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第1項の規定により報告した額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに財団に報告するとともに、財団の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第17条第1項の確定のあった翌年6月20日までに、同様式により財団に報告しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第17条 財団は、実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して助成金を支払うものとする。

2 財団は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、財団は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（その他）

第18条 この助成要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁及び財団が協議の上、定めるものとする。

別表

経費	助成率	重要な変更
(1) 水産物の流通経路を開発するために必要な 新規の店舗の借料 (2) 水産物の流通経路を開発するために必要な 加工設備等の借料	定額	経費の欄に掲げる(1) 及び(2)の項目の追加 又は廃止

別記様式第 1 号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）計画承認申請書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）の計画を下記のとおり策定したので、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年 5 月 21 日付け元水管第 22 号水産庁長官承認）第 7 条の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 事業の実施体制

(1) 事業実施者の概要

事業実施者名	
代表者氏名	
郵便番号、住所	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(2) 主任担当者（実質的な担当者名を記載）

氏名	
所属・役職	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(3) 経理責任者（助成金の経理事務を行う者を記載）

氏名	
所属・役職	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(4) 連携先漁協

漁協名	
代表者氏名	
郵便番号・住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
連携先担当者氏名	
連携先担当者役職	
連携する内容	

(5) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額	
事業概要	

(6) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名	
補助金額	
事業概要	

(7) 過去における補助事業、委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要	
-----------	--

(8) 事業資金の調達方針（金融機関からの借入や自己資金などの別について記載）

(9) 経理処理体制（処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

2 事業の内容

(1) 現状・課題・対処方針

(2) 対象水産物の内容

対象水産物名	水揚地	生産水域

(3) 商品・販売戦略等

(4) 実施場所

(5) 実施スケジュール

(6) 助成対象経費別の取組内容

(注) 1 該当する項目のみを記載すること

2 「概要（面積・契約予定期間）」、「種類」、「予定借料」、「台数」の欄に、積算に必要な数量・金額等を記載する際には単位を記入すること。

①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料

ア必要性

イ借料の詳細

所在地	概要（面積・契約予定期間）	金額（千円）	備考
計			

②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料

ア必要性

イ借料の詳細

導入設備名	種類	メーカー名	予定借料	台数	金額 千円	設置場所	備考
計							

③水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設営にかかるテント、機器機材等の借料

ア必要性

イ借料の詳細

導入設備名	種類	メーカー名	予定借料	台数	金額 千円	設置場所	備考
計							

3 手法、期待される効果

(1) 事業実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 現状、達成目標

対象水産物（加工品等）	現状	目標

(3) 手法

①新規性、先進性

(注) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性について記載して下さい。

②継続性

4 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位：千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考

①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料				
②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料				
③水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設営にかかるテント、機器機材等の借料				
合計				

(注) 1 消費税等を含む、事業に係る一切の経費を記載すること（仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合を除く）

2 実際に収入および支出が見込まれるものを記載すること

3 備考欄には経費の内訳を記載すること（別紙可）

(2) 当年度から5か年間の収支計画

単位：千円

年度	収入		支出 (B)	収益 (A - B)
	(A)	うち助成金		
当年度				
2年度				
3年度				
4年度				
5年度				

(添付資料)

- ・組織概要
- ・定款など
- ・財務状況がわかる資料（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書など）
- ・登記簿抄本
- ・事業報告書及び事業計画書（直近年度のもの）

別記様式第2号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）計画変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住所

事業実施者名

代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で承認のあった水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）の実施計画について、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付け元水管第22号水産庁長官承認）第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認を申請する。

記

- 1 計画変更の内容等
- 2 事業開始からの取組状況及び計画変更を行う理由
- 3 計画変更後の取組内容について
- 4 経費内訳
 - (1) 当年度収支予算

①収入

単位：千円

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

②支出

単位：千円

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料				
②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料				
③水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設営にかかるテント、機器機材等の借料				
合計				

(注) 4 経費内訳については、承認を受けた内容と変更後の内容が容易に比較できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

また、備考欄には経費の内訳を記載すること（別紙可）

別記様式第3号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）
助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付け元水管第22号水産庁長官承認）第9条の規定に基づき、助成金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容（該当する項目のみを記載）

①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料

実施項目	実施内容	備考

②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料

実施項目	実施内容	備考

③水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設営にかかるテント、機器
機材等の借料

実施項目	実施内容	備考

3 経費の配分

単位：円

区分	助成事業に要 する（又は要 した）経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
①水産物の流通経路を開発す るために必要な新規の店舗 の借料				
②水産物の流通経路を開発す るために必要な加工設備等 の借料				
③水産物の流通経路を開発す るために必要な簡易営業店 舗設営にかかるテント、機器 機材等の借料				
合計				

(注) 事項欄に事業区分ごとに仕入れにかかる消費税等相当額について、これを減額し
た場合には「減額した金額」を同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明ら
かでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

単位：円

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比較増減 (△)	備考
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

単位：円

	本年度予算 額(又は本年 度精算額)	前年度予算 額(又は本年 度予算額)	比較増減 (△)	備考
①水産物の流通経路を開発する ために必要な新規の店舗 の借料				
②水産物の流通経路を開発する ために必要な加工設備等 の借料				
③水産物の流通経路を開発する ために必要な簡易営業店 舗設営にかかるテント、機器 機材等の借料				
合計				

(注) 備考欄には、交付申請の場合は積算の基礎を、実績報告の場合は支出の内訳を記載すること。(別紙可)

別記様式第4号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）
助成金変更交付申請書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった 年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）について、下記のとおり変更したいので、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付け元水管第22号水産庁長官承認）第9条の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載要綱は、別記様式第3号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成金概算払請求書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった 年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）について、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付け元水管第22号水産庁長官承認）第14条の規定に基づき、下記により金 ○○○円を概算払いにより交付されたく請求する。

記

1 支払請求額

単位：円

助成事業に要する経費	助成金 (A)	既受領額		今回請求額		残高 A- (B+C)	事業完了予定年月日	備考
		金額 (B)	出来高 %	金額 (C)	出来高 %	金額		
①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料								
②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料								
③水産物の流通経								

路を開発するために必要な簡易 営業店舗設営にかかるテント、機 器機材等の借料								
合計								

(注) 1 今回請求額の金額の欄には、前回請求の日から今回請求の日までのそれぞれの経費に係る助成金の合算額を記入すること。

2 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること

2 振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）
遂行状況報告書（ 月末分）

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

年度 月末分水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）の遂行状況を、
水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付
け元水管第22号水産庁長官承認）第15条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の遂行状況

①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料

ア必要性

イ借料の詳細

所在地	概要（面積・契約期間）	金額（千円）	備考
計			

②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料

ア必要性

イ借料の詳細

導入設備名	種類	メーカー名	予定借料	台数	金額 千円	設置場所	備考
計							

- ③水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設置にかかるテント、機器
機材等の借料
ア必要性
イ借料の詳細

導入設備名	種類	メーカー名	予定借料	台数	金額 千円	設置場所	備考
計							

2 事業の成果

(1) 目標に対する実績

対象水産物(加工品等)	目標	実績

(2) 取組の状況

(3) 商品・販売戦略等

3 経費の状況

単位：円

助成事業に要する経費	本年度予算 額	助成事業に 要した経費	出来高 %	備考
①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料				

②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料				
③水産物の流通経路を開発するために必要な簡易営業店舗設置等にかかるテント、機器機材等の借料				
合計				

別記様式第7号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）実績報告書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった 年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）について、下記のとおり実施したので、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付け元水管第22号水産庁長官承認）第16条の1の規定に基づき報告する。

記

1 事業の目的

2 事業の成果

(1) 目標に対する実績

対象水産物(加工品等)	目標	実績

(2) 取組の成果

(3) 商品・販売戦略等

3 事業の内容（該当する項目のみを記載）

4 事業完了年月日

年 月 日

5 収支精算

(注) 1 3以降の記載内容は、別記様式第3号の記の様式に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付資料については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。また、このほか、交付申請書又は変更交付申請書に添付したものに変更がある場合についても添付すること

別記様式第8号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成金精算払請求書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長

殿

住所

事業実施者名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった事業について、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付け元水管第22号水産庁長官承認）第16条の1の規定に基づき、下記により金 ○○ ○円を精算払いにより交付されたく請求する。

記

1 支払請求額

単位：円

助成事業に要する経費	助成金 (A)	既受領額		今回請求額		残高 A- (B+C)	事業完了 年月日	備考
		金額 (B)	出来高 %	金額 (C)	出来高 %	金額		
①水産物の流通経路を開発するために必要な新規の店舗の借料								
②水産物の流通経路を開発するために必要な加工設備等の借料								
③水産物の流通経								

路を開発するために必要な簡易営業店舗設営にかかるテント、機器機材等の借料								
合計								

(注) 1 今回請求額の金額の欄には、前回請求の日から今回請求の日までのそれぞれの経費に係る助成金の合算額を記入すること。

2 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。

2 振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号及び預金の名義

別記様式第9号

年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）
助成金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住所
事業実施者名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった 年度水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）について、水産物流通加工推進事業（水産物流通経路開発支援事業）助成要領（令和元年5月21日付け元水管第22号水産庁長官承認）第16条の4の規定に基づき下記のとおり報告する。

1 助成要領第17条の助成金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4 助成金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を

確認できる資料

- 5 当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合は、その理由を記載すること。

[]

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業実施者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの。）
- ・事業実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料